港湾荷役料金表(船内荷役料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

<港湾名> 関門港(門司港港湾区域を除く。)

I. 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ.料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき、単位:円)

		品	目		金	額
그	コンテナ	実 入				522
=		空				443
タイ	パレタイズ() プレスリン:	貨物、バンパック、ノ ゲ	ヾッグコン	テナ、		1,274
ブズ	ノックダウン					
貨		ィロション 量5トン未満かつ容積	責20トン未	満のもの)	988	
物	完成車(重	量5トン以上又は容積	責20トン以	上のもの)		1,305
包	袋物					1,678
2	ベール物					1,615
√ +		雑貨類・機械類(1	個当り51	トン未満のもの)		1,955
装	カートンケース	機械類(1個当り5	トン以上の	のもの)		1,305
	1	青果類				1,308
品	クレート 冷凍品・冷蔵品					3,306
	タイヤ					1,389
有	巻取紙 (内均	也産)				845
1 13		水落しのもの	原木			569
姿	木 材 /		原 木 ** 北洋材	米国材、南洋材		837
女		岸壁揚のもの			1,401	
貨		45	製材			908
具	非鉄金属類	(半製品・銑鉄・地金)				1,306
物	鋼材	一般鋼材(口径12イ	(ンチ未満の	の鋼管含む)		1,442
191		鋼管(口径12インチ以上のもの)、コイル				1,226
	石 材					1,663
撒	小麦、肥料原	原料、鉱礦石 (粉)				838
貨	鉱礦石(塊))、特殊鉱礦石				1,332
物	砂糖					1,490

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。 ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割增料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日· 祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7% に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれかの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき、単位:円)

1口の作業構成員数	9人以下	10人~	14人~	18人~	22人以上
による区分		13人	17人	21人	
昼夜区分	(7.5人)	(11.5人)	(15.5人)	(19.5人)	(22.5人)
昼 間 8時30分から 16時30分まで	30,290	46,440	62,580	78,730	90,850
「 半 夜] 16時30分から	47,120	72,240	97,350	122,470	141,320

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき、単位:円)

I 口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人~ 13人 (11.5人)	14人~ 17人 (15.5人)	18人~ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
[昼 間] 8時30分から 16時30分まで	240,300	368,420	496,470	624,590	720,740
半 夜 16時30分から 21時30分まで	240,300	368,420	496,470	624,590	720,740

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半 夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低 料金を適用します。

6. 分担金等

	区分		金	額	
(1)	港湾福利分担金	各貨物(一律)	1トンに	つき	4 円
(2)	港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)	1トンに	つき	1円50銭
(3)	労働安定基金	各貨物(一律)	1トンに	つき	3円50銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基本とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天 時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他 仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。